

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和2年12月28日とする措置を指定する件」について

令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和2年政令第223号)が、別添1のとおり、令和2年7月14日付けで公布され、同日から施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下「法」という。)の規定の一部が、令和2年7月豪雨による災害に適用されることとなった。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害として令和2年7月豪雨による災害が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものである。

これを受けて、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和2年12月28日とする措置を指定する件(令和2年厚生労働省告示第264号。以下「告示」という。)が別添2のとおり、令和2年7月17日付けで告示された。

この告示は令和2年7月豪雨に際し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域(以下「特定被災区域」という。)内において、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定等について、有効期間を延長し、その満了日を令和2年12月28日とするものである。

これらに伴う健康保険法に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないようお願いしたい。

記

行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

- (1) 告示により有効期間等の満了日を延長した特定権利利益のうち、健康保険法の規定に基づくものは、次のとおりである。
 - ・保険医療機関又は保険薬局の指定(特定被災区域内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。)
- (2) 特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法に基づく特別措置であり、当該特別措

置によらずに、保険医療機関又は保険薬局の指定の更新を行うことができるものについては、告示による満了日の延長措置にかかわらず、関係法令に基づき指定の更新を行うこととするよう御配慮願いたい。

- (3) 告示により指定された措置のほか、法第3条第1項に規定する行政庁又は行政機関は、令和2年7月豪雨による災害の被害者であって、理由を記した書面により同項各号に掲げる特定権利利益に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、令和2年12月28日までの期日を指定してその満了日を延長することができるものであり、特定被災区域内に在る保険医療機関又は保険薬局以外の保険医療機関又は保険薬局に関しては、本規定に基づいた対応の必要性について御配慮願いたい(法第3条第3項)。